

山形市、山県市及び山形村の連携に関する協定
(やまがた協定)

山形市、山県市及び山形村は、次のとおり連携に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、山形市、山県市及び山形村（以下「3者」という。）が、それぞれの文化、資源等を有効に活用し、互いに連携してやまがたブランドの価値を高め、もって3者の持続的な発展を図ることを目的とする。

(連携分野)

第2条 3者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる分野について相互に連携する。

- (1) やまがたブランドの推進及び発信に関する分野
- (2) 観光及び交流に関する分野
- (3) 防災に関する分野
- (4) その他3者の発展に資する分野

2 前項各号に掲げる分野の連携を効果的に推進するために実施する具体的な事業については、3者が協議し、合意の上決定する。

(費用負担)

第3条 本協定に基づく事業に要する費用は、原則として各々の負担とし、共同で行う事業に要する費用については、事業ごとに3者の協議により負担割合を定める。

(協定期間)

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間の満了の日の1か月前までに3者のいずれからも書面による終了の意思表示がない場合には、本協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(疑義の協議)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義等が生じたときは、3者が協議

の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和7年7月24日

山形市長
佐藤 孝弘

山県市長
林 宏優

山形村長
百瀬 繁寿